

第3節 平成2年度の税制改正

1 政治経済の動向

平成2年度の税制改正に向けて、政府税制調査会は「平成2年度の税制改正に関する答申」（平成元年12月19日）を提出し、政府はそれを基に「平成2年度の税制改正の要綱」を閣議決定している（平成2年1月12日）。ここでは、まずこの税制改正の議論の背景であると同時に、議論に大きな影響を与えた平成元年の政治、経済状況について見ていくことにする。続いて、消費税成立後の政府の見解及び改正に向けた検討過程について、主として首相や主税局長など政策サイドから発信された資料に基づいて述べる。以上を基に、平成2年度の税制改正の内容について述べる。

平成元年は、1月7日の昭和天皇の崩御から始まり、その後の我が国の政治、経済に大きな影響を及ぼす国内、国外の多くの事件が起きた年であった。前年、リクルートコスモス社の未公開株が政治家を始め多くの人々に譲渡されていたことが発覚し、消費税の審議のさなかに宮澤蔵相が辞任するに至った。平成元年になってその責任をとる形で竹下首相が退陣する。その後、首相は宇野宗佑となるが、7月の参議院議員選挙で自民党は歴史的な敗北をし、参議院では与党である自民党が過半数を確保できないという、衆参両院の間で「ねじれ現象」が発生することになった。その後、海部俊樹を首班とする内閣が成立し、それを小沢一郎自民党幹事長が支えるという体制となった。空転していた国会も活動を再開し、11月からは野党提案の消費税廃止関連法案の審議が開始する。そうした中で12月にはバブル時代の最後を飾るかのように日経平均株価は戦後最高値（12月29日、3万8915円）をつける。

海外に目を向けると対日貿易収支の悪化に苦しむアメリカからの市場開放圧力が高まっていた。これは、その後日本国内の需要拡大を求めるといったようにますます勢いを増し、日本政府にとっては1990年代を通じて続く非常に大きな問題となっていくが、この当時は不公正な貿易慣行に対する報復措置（「包括通商・競争力強化法」におけるいわゆる「スーパー301条」）の発動を巡って日米

間のさや当てが行われていた。世界全体を見れば、6月に中国で天安門事件が起き、天安門の前でデモを行う大衆の弾圧がなされた。一方、欧州では11月に冷戦時代の象徴であったベルリンの壁が倒れ、12月にはルーマニアの独裁政権が崩壊した。いずれも戦後続いた冷戦時代の幕引きとなる歴史的な出来事であった。

このように平成元年は、日本の内外ともに激動の年であった。ここではその後の我が国の政治改革を促し、その過程で税財政に大きな影響を及ぼしたリクルート事件について述べる。事件の経緯は次のようである。平成元年2月に事件の中心となった江副浩正リクルート前会長が逮捕される。リクルート事件は、NTTルート、労働省関係ルート、文部省関係ルート、及び政府関係者（政治家）を巻き込んだ複合的な疑惑事件であり、各ルートから事件当時の官房長官を始め、政府高官や多くの関係者が逮捕された。¹⁾ また、リクルートコスモス社の未公開株を受け取った多くの人々が職を辞している。政府税制調査会においてもこの問題により辞職する委員があった。

リクルート事件の3つのルートのうち政治的に特に問題となったのはNTTルートであった。それは、アメリカ製スーパーコンピュータのNTT社からリクルート社への転売に当たって、中曽根前首相が関わっていたのではないかと疑われたからである。そこで野党は国会における「中曽根喚問」を要求したが、政府がそれを認めなかったため平成2年度予算の審議は宙に浮いたままとなった。そうした事態の責任をとると同時に国会の円滑な進行を求めて、4月25日、竹下首相は退陣の意を表明する。

その時の記者会見での竹下首相の発言は次のとおりである。「リクルート問題に端を発する今日の深刻な政治不信の広がりにはわが国の議会制民主主義にとり、きわめて重大な危機であります。…（中略）…政治に対する国民の皆様の信頼をとりもどすために私は、みずからの身を退く決意を固めることにいたしました。しかしながら、国民生活にとって極めて大きな意味を持つ平成元年度予算は今日に至るもなお、国会審議の見通しがたっておりません。私は全力を尽くして新年度予算の成立を図り、その実現を待ってみずからの決意を実行に移す考えであります。国民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます」。²⁾ その翌日、元秘書であった青木伊平が自殺したことも加わり、事態はますます混迷を深めていった。

こうした事態を收拾するには、もはや中曽根喚問を避けて通ることはできなかったと思われる。それは平成元年5月25日の衆議院予算委員会で実現するが、それがリクルート事件の捜査の終了を告げるものでもあった。この時、大野明委員長からの「最後にリクルート問題についてあなたの所見を」という問いかけに対して、中曽根前首相は次のように身の潔白を主張し、これをもってリクルート事件は収束に向かった。³⁾

「私が内閣の責任者でありましたときにこのような不祥事がありまして、まことにざんきに堪えない次第でございます。特に政治不信を起こしたり、あるいは国政の停滞を起こしたり、甚だ申しわけない次第であると、心からおわび申し上げる次第でございます。この事件全般につきましては終局の段階に近づいたようでございますけれども、厳粛にこれを受けとめまして、大いに反省をし、また身を慎んで、こういうことが再び起きないように国家のために微力を尽くしてまいりたい、そう考えておる次第でございます。

私が実は証人喚問に出ないと言ってまいりました理由は、一つは、私はやましいことは一切していない、自分は潔白である、これは検察の捜査の経過でおのずからわかることである、そういう確信を持ってまいったわけでございまして、…（中略）…もう一つは、やはり、三権分立ということがございまして、検察の方で捜査がどんどん進んで起訴者も出ているというときに、この国会の方でそれに競合するような、ダブるような印象を与えるようなことをやることはまずい。これは検察の権限に影響する危険が十分ある。…（中略）…国会は国権の最高機関でありますから、この権力の行使についてはほかの機関の権限を侵さぬように、権力の乱用を慎む。最高機関であるがゆえにかえってそれを慎むのがこれからの三権の関係をうまくやっていくゆえんである、そう私は考えておりまして、…（中略）…。

そして、しかし、その後、ごらんのように国会が停滞したり、国政に渋滞を来しているというこういう状況を見まして、これは長い間国会議員として国会でお世話になってきた者といしまして、これは打開しなければならないと高度の政治判断をして幹事長に私は出席すると、そういうことを申し上げた。しかし、また一面におきましては、これだけの大きな事件になったのでありますから、それは国民の皆さんに対するおわびのいい機会でもある、あるいはまたこれは一種の私に対するけじめであり、またみそぎである、そう考えて実は

出席することを決めたのです」。

自分は潔白であり、三権分立の下、国会は権力の乱用を慎むべきだ。しかし、国会が停滞しているので、その打開のため高度な政治判断によってこの喚問に応じた。これはまた、国民へのおわびのいい機会である、というのが中曽根前首相の返答内容であった。一方、質問に当たった野党委員たちも疑惑を立証する証拠を示せないまま、「2か月も3か月も国会を空転させ、予算成立を引き延ばしてきた「最大の焦点」がこんなものだったのか、むなしい思いが残る喚問だった」⁴⁾ というのが一般的な受け止め方であった。

予算の成立とともに竹下首相は退陣し、折からの政治改革の動向と重なり合いながら、後継首相の選考が行われた。多くの有力政治家がリクルート事件に巻き込まれているため選考は難航したが、竹下内閣で外務大臣を務めていた宇野宗佑に決定する。組閣は6月3日、7月には参議院議員選挙があった。そこで、政治的にはリクルート事件の様々な疑惑が解明されないままであったこと、消費税への不満、それに宇野首相自身の身辺問題が加わり、自民党は歴史的な敗北をし、その責任をとって宇野首相は8月10日に辞職する。代わって海部俊樹が総理大臣に選出され、大蔵大臣は村山達雄から橋本龍太郎となった。この内閣の下、消費税の見直しを巡る議論が国会で行われる。

〔注〕

- 1) リクルート事件の全容については、平成元年5月25日の衆議院予算委員会の冒頭における根来泰周法務省刑事局長の発言によっている。そこでは、リクルート事件の解明がこの4つのルートを通じて行われたとの説明がなされている。
- 2) 『読売新聞』平成元年4月25日夕刊。
- 3) 「衆議院予算委員会議事録」平成元年5月25日。
- 4) 『読売新聞』平成元年5月26日朝刊。

2 消費税の施行と見直しを巡る議論

平成元年はこうにリクルート問題が再熱し、竹下首相が辞任、その後も宇野首相から海部首相へと混乱の中にあった。そうした中、平成元年4月1日から消費税が施行されていたが、消費税を巡る政治の紛糾は続いていた。野党4会派（社会党、公明党、民社党及び連合参議院）は消費税の廃止を要求する一方、

自民党も非課税品目の拡大などの見直しを求めた結果、消費税の行方も定まらず、また両陣営の溝もなかなか埋まらなかった。こうした消費税の廃止と見直しを巡る野党と与党の攻防は国会での審議の場に持ち込まれた。まずは、平成元年9月28日に野党の廃止法案が参議院に提出された。法案説明者側に立つ野党の代表者に自民党議員が質問者として法案の欠陥を厳しく問い正す構図となったが、12月11日に法案は可決、その後衆議院に送られたが、12月16日に審議未了・廃案となっている。

その後、平成2年2月18日の衆議院議員総選挙を挟んで、3月6日に政府から消費税見直し法案が、4月19日に野党4会派から前年審議未了となっていた廃止法案が衆議院に提出される。両法案は、「衆議院税制問題等に関する調査特別委員会」で交互に審議が行われ、政府提出法案は衆議院を通過するが、参議院で審議未了・廃案、野党廃止法案は衆議院で否決となった。このように消費税の廃止と見直しを巡る対立はこう着状態となったが、その後の「税制問題等に関する両院合同協議会」における調整を経て、平成3年5月8日の「消費税法の一部を改正する法律」（平成3年法律第73号）の成立に至る。

衆参両院の合同協議会における審議過程と合意された改正内容については、第1章第4節「平成3年度の税制改正」で述べる。ここでは日本で初めて導入された付加価値税である消費税の施行から改正に至る全体を、当時主税局長であった尾崎護（昭和63年12月～平成3年6月）の口述記録などを基に俯瞰したい。¹⁾ 平成2年度と平成3年度をまたぐ記述となるが、当事者の視点から消費税を巡る議論とその定着の様子を見ていくことにする。

税務当局者にとって、平成元年度は消費税とともに明けた。この当時を振り返って、尾崎は次のように述べている。「ほんとうに頭の中は消費税の実施でいっぱいでした。というのは、世の中は、きっと4月1日に大混乱が起こるだろう。ということを予測していたわけですね。おそらくスーパーのレジの前では大行列ができるであろう。あるいは百円玉1つ持って、鉛筆1本を買いに行った子供たちが103円だと言われて買えないで泣いて帰って来るだろうというようなことが、ほんとうにまことしやかに書かれたり言われたりしてたんですね。今から考えるとほんとうに噴飯物なんですけれども、そういうことにいちいち答えていかなければならないということが、我々の非常に辛かったところなのです」。

しかし、心配は続いた。「あんなに心配だったことはほんとうにないですね。それで、薄井君〔薄井信明、当時主税局審議官〕と一緒に六本木のコンビニでしたかね。今で言えばコンビニですね。そこに行きまして、11時50分ごろに行きまして、店の中をぶらぶらして時間をつぶして見ている。そうしたら、午前0時直前になったら、レジのふたをあけて、何かちょこちょこことやったんですよ。また、ぽんと閉めて、0時を過ぎた途端に、私が、あれは歯ブラシだったと思いますけれども、1本持って買いにいったんですね。そうしたら、領収書にもちゃんと3%ついているんですよ。「早わざだね」とレジの男性に言いましたら、彼が「いや、こんな小さなレジスターでも、いろいろな機能がついていて、こんなのは何でもないですよ」と言って、さっきソフトを入れただけですと言うんですね。今までのあの騒ぎは一体何だったんだという感じでしたが、それと同時に、ほんとうにほっとしたのを覚えています」。

このようにようやく生まれた消費税であったが、リクルート事件の大波にもまれていくことになる。その一つが、平成元年度予算の成立と引き換えに竹下首相が辞任し、予算成立後に発足した宇野内閣の下で、平成元年7月に行われた参議院議員選挙であった。既に述べたように、そこで自民党は敗北をし、参議院は与野党逆転となった。こうした政治の激動の背後に、消費税があったことについて尾崎は続けて次のように述べている。

「参議院選挙（通常選挙）でありますけれども、そこで与野党が逆転してしまったわけなんですね。自民党の議席が142から109に減りまして、定数は252ですから、109で過半数割れということになってしまったわけであります。それまでは、142議席ありましたから過半数は確保していたのですけれども、過半数割れになってしまった。このとき、ご記憶だと思いますけれども、参議院の「連合」が1名だったのが12名に増える。社会党が42名から66名に増えるということで、消費税の影響が非常に大きかった」。

参議院での与野党逆転の中で、消費税廃止に向けた野党の要求がなされていく。「9月28日に臨時国会が開会になりますと、すぐに野党4会派（社会党、公明党、連合、民社党）が一緒になりまして、消費税を廃止する法律案、それから関連法案を3つ、全部合わせると4法案出しまして、10月26日には、さらに5法案を出しまして、9つの法案が出ました」。

野党から提出された消費税廃止関連法案の構成は、消費税廃止に係る3法案、

税制再改革基本法案及び消費税廃止後の代替財源に係る5法案から成っていた。その概要は、平成2年3月31日をもって消費税を廃止する、「国民税制改革協議会」を設置して2年を目途に調査審議結果を内閣総理大臣に報告し、それに基づいて「内閣及び国会は報告を受けたときは、速やかに所要の措置を講ずるものとする」とされた。また、代替財源は有価証券譲渡益課税、土地譲渡益課税、法人税、相続税及び酒税・たばこ税の強化、廃止された通行税の復元、廃止された物品税の復元、廃止された入場税の復元などであった。

消費税廃止に伴うこうした野党案に対して、自民党からは消費税導入時6%とされていた自動車の経過税率の規定が漏れていることなど法案のミスが指摘された。それ以外に、国民税制改革協議会の報告を受けた内閣と国会が速やかに所要の措置を講ずることに対して、与党側は行政府の一付属機関を国会の上に置くことは「憲法」違反であると責め立てた。このほか、代替財源については国会内部だけではなく、新聞紙面でも厳しい批判がなされた。その大方の批判は次のようであった。²⁾「欠陥物品税、自然増収を中心とする暫定財源案と、所得税、資産課税の何をどう増税するのか、一向に不明りょうな再改革案で消費税を廃止するのは、あまりにも無責任ではないか」。

野党の消費税廃止法案は、こうして国会内外から厳しい批判を浴びていた。そうした審議過程を踏まえて、尾崎は続けて以下のように語っている。³⁾「結局、12月11日になりまして、この9法案のうち6法案が法文上の不備等を直す修正可決となり、3つの法案はそのままで可決されて、衆議院に送付されたわけがあります。ところが、衆議院のほうは相変わらず、自民党が多数でありますから、たしか、最初の質問者として野田毅さんが決まったんじゃないかと思えますけれども、手ぐすね引いて待っていても、結局、開かれませんで、そのまま国会が閉会となりまして、消費税の廃止関連法案は審議未了・廃案ということになったわけでありまして、それが12月16日のことでありました」。その後、上に述べたように消費税に関する与党の見直し案も野党の廃止案も成立せず、次節で取り上げる「両院合同協議会」で与野党の合意が図られていく。その内容は、葬儀、出産、教育、福祉関係の一部に非課税品目を認め、益税と指摘されてきた中小企業の特例範囲を狭めるというものであった。

こうした消費税成立以来の与野党の議論と合意された改正内容を振り返って、尾崎は「これは非常に合理的なんですね。やっぱり長々と議論し、激しいやり

取りがあって、結果として非常にいい方向に向かったと思う。消費税の改正というのは、見ておきますと、その後の改正は全部、いい方向に行っているんですね。特例を縮めるとか、納税回数を増やすとか、税率を引き上げるとかですね。これはやはり日本人というのは立派なところがあるのだと思います」と述べている。

また、尾崎は消費税発足当時についても回想し、「そもそも消費税をつくったときに、小倉〔武一〕税調会長が、これは墮落型付加価値税であるということを言いまして、私は、そのとき、ほんとうに腹が立ったんですね、実を言いますと。一生懸命やってきて、やってきた会長本人が墮落型だなんて言っているわけですから。だけれども、今の年齢になってみますと、あれで行けたんだなと実は思い始めているんですね。要するに、会長が、墮落型だと言えば、これはそんなに厳しいものじゃないかと、世の中は受けとめますよね。ああいうのはやっぱり年寄りの知恵といますかね。あのとき、随分けしからんな、この人は、と思ったものですが、今はあの一言で助かったんだなというように思っております」と述べている。

実際、小倉は「税制改革は政治的妥協の産物だ―消費税の不正義な点は世論で正せる―」と題した雑誌『エコノミスト』（平成元年5月23日）のインタビューにおいて、「しかし、会長自身は本来直接税論者でしょう。このような問題を抱えることになった間接税を望んでいたのですか」という質問に対して、「別にやりたくはないよ。ただ税調の大勢がそうなんだ。私はできれば直接税中心主義のほうがいいのではないかと、いう気はある。しかし、直接税はうまくいっていなかった。特例が増え、クロヨンなどといわれた。つまり、イリュージョン（幻想）になった。税金を高くすればするほど脱税が多くなる。個人的なイリュージョンではなくて、制度的にイリュージョンができる。これで手に負えなくなった」と述べ、何が何でも消費税というような考えではなかったと述べている。

続いて、「いわゆるクロヨンについては」という質問に対して、「それはサラリーマンのほうを直す。サラリーマンは怒るだろうが、給与所得控除をなくすべきだ。政府税調ですでに出ている議論だが、サラリーマンも随分この控除で税金は少なくなっている。しかし、同じこの給与所得控除が自営業者にも使われている。だから、この控除をなくし、一方で所得税をうんと引き下げる。課

税最低限はずっと上がるので所得税の納税者は減るし、クロヨンも随分解消する。次の抜本改革はこれが焦点になるかもしれない」と述べていて、所得税の問題の深さを指摘している。このように、所得税の根本にある問題とその改革の必要性を見抜いた上でのバランスのとれた視点があってはじめて、消費税の導入が実現したと思われる。

〔注〕

- 1) 尾崎護・元主税局長口述記録。
- 2) 『読売新聞』平成元年10月27日朝刊。
- 3) 尾崎護・元主税局長口述記録。

3 消費税の「9つの懸念」—消費税実施円滑化に向けた政府の取組

政府は消費税の円滑な定着化のために様々な取組を行っている。ここでは、その中の1つとして、施行間もない平成元年5月19日に発表された「消費税に対する懸念と実施後の状況等について（メモ）」と題された内閣総理大臣メモを取り上げる。¹⁾ 第1章第2節「平成元年度税制改正」では、竹下首相が昭和63年3月の衆議院予算委員会で取り上げた消費税の「6つの懸念」について述べたが、この内閣総理大臣メモはそれに3つの懸念を加えたものとなっている。再述となるが、大型間接税である消費税の「6つの懸念」とは、

- (1) 逆進的な税体系となり所得再配分機能を弱めるのではないか
- (2) 結局中堅所得者の税の不公平感を加重するのではないか
- (3) 所得税がかからない人たちに過重な負担を強いることになるのではないか
- (4) いわゆる痛税感が少ないことから税率の引き上げが容易になされるのではないか
- (5) 新しい税の導入により事業者の事務負担が極端に重くなるのではないか
- (6) 物価を引き上げ、インフレが避けられないのではないか

であった。

消費税導入後、竹下首相はこれらの懸念を消費者や事業者の立場に則して並び換えた上、次の3つの懸念を加えている。それは、

- (7) 商品価格に転嫁できるか
- (8) 簡易課税制度、事業者免税点制度などにより、消費者が負担した税が納税されないことになるのではないか
- (9) 地方税等の減収により、地方団体の財政運営に支障が生じるのではないか

であった。

このうち、第7の懸念である商品価格の転嫁については、おおむね円滑、適正な転嫁が行われているとしつつも、事業者間で転嫁状況にバラツキがあることを認めている。その上、一層の転嫁を促すとともに、「弱い立場にある企業が買い叩きによっていためつけられることのないよう関係省庁において厳正に対処していくことが必要と考えます」としている。

第8の懸念はいわゆる「益税問題」で、簡易課税制度、事業者免税点制度などにより、消費者が負担した税が国庫に入らないのではないかという懸念である。この点については、「丸々3%値上げする事業者がそれほど多いとは考えられません」としつつも、制度の精緻さの追求（公平）と中小零細事業者の事務負担への配慮（簡素）という2つの要請のバランスだとしている。その上で、「従って、現在のバランスがおかしいと国民の皆様が考えるようであれば、見直しも検討されるべきものと考えます」と述べ、将来的には見直しの可能性を示唆した内容となっている。

第9の懸念は、消費税導入による地方団体の減収についてであるが、平成元年度地方財政計画において必要な措置を講じているとしている。また、「地方団体の中には、公共料金等への転嫁を見送る、あるいは消費税廃止の決議をするといった動きもみられますが、過半の地方団体は既に公共料金等への適正な転嫁に努めており、消費税について反対決議を行っている団体はごく一部に過ぎません」と指摘している。

以上を踏まえて内閣総理大臣メモは次のように締めくくられている。「いわゆる9つの懸念については、総じてみれば、現時点までに大方のご理解がいた

だけたのではないかと思われる反面、なお引き続き努力を要する面が残されていることも事実であります。…（中略）…私は、消費税が国民の皆様のくらしの中に溶け込んで、所得税・個人住民税の大幅な減税とともに、税制改革をやってよかったと言われる日が来ることを確信しております。国民の皆様の一層のご理解とご協力を切にお願い申し上げます」。

〔注〕

- 1) 森信茂樹『日本の消費税—導入・改正の経緯と重要資料』（平成12年、納税協会連合会）292-296ページ。

4 平成2年度の税制改正に向けた政府税制調査会答申

消費税導入後、政府税制調査会は平成元年6月に「実施状況フォローアップ小委員会」を設置し、関係各省庁、消費者団体や事業者団体などから消費税の実施状況についてのヒアリングを行った。その報告書は、11月に「実施状況フォローアップ小委員会中間報告」として総会に提出された。その後、政府税制調査会はこの報告書も踏まえ、平成2年度の税制改正等について検討を行い、12月に答申を提出している。以下では、この答申の「基本的考え方」の部分を掲げる。¹⁾

基本的考え方

- (1) 昭和63年6月15日の「税制改革についての答申」の趣旨にのっとり行われた今回の税制改革は、所得課税の軽減や課税ベースの広い間接税の採用を柱とするものであって、国民の長期的、全体的利益にかなう制度として評価しうるとともに、主要先進国の税制の基調にも沿うものである。その基本的な狙いは、勤労所得に対する所得税、個人住民税等の負担を大幅に軽減し、消費すなわち生活の規模に応じ負担を広く薄く求めることにより、従前の税制が抱えていた様々な「ゆがみ」や「ひずみ」を是正し、負担の公平を確保し、更に、本格的な高齢化社会の進展や経済社会の一層の国際化に対応しようとするものである。
- (2) 税制改革関連法が制定されてからほぼ1年が経過し、その間に税制改革は国民生活及び我が国経済に着実に浸透してきている。

消費税の実施状況をみても、転嫁や物価等の状況に関しては概ね順調に推移している。ただ、消費税は我が国にとって初めての税であるだけに、消費者を中心として不満の声がある。

- (3) 消費税を含む税制改革の実施状況については、今後とも引き続きその把握に努めるとともに、国民の声に十分耳を傾け、必要に応じ制度の見直しを行っていくことが、新税制の真の定着のためにも求められていると考える。
- (4) 昨今の地価高騰を背景として、資産格差の拡大から納税者の不公平感が高まっており、また、土地問題の解決が喫緊の課題となっている。こうした問題を踏まえ、土地に対する負担の適正化、土地政策の推進の見地から、土地税制の総合的な見直しに取り組む必要がある。
- (5) また、新税制が国民の理解と信頼を十分に得て定着するためには、税の使途、すなわち行財政が効率的に運営されることが重要である。あわせて、現下の我が国の財政事情をみれば、平成元年度末の公債残高が160兆円を上回る見込みであり、国債費が歳出予算の約2割を占めるなど極めて厳しい状況が続いている。こうした財政状況にかえりみ、行財政改革を引き続き強力に推進することが不可欠であることは言うまでもない。

この基本的考え方に沿って、消費税の改正の在り方として次のような方針が示されている。まず、非課税取引等の問題については、消費税の持つ基本的性格を逸脱したり、経済取引を大きく攪乱するものであってはならない。ここでは帳簿方式の下での非課税取引の範囲の拡大には限度があることが付記されている。次に中小零細事業者の納税事務負担に配慮した事業者免税点制度等については、実施状況を更に把握した上、申告一巡後に再度徹底した議論を行い、早急に結論を出すこととしている。

土地税制については、「負担の公平の観点から、資産の大宗を占める土地に対する課税の適正化がますます強く要請されている」として、「土地基本法」（平成元年法律第84号）の趣旨に沿った土地利用等に関する諸制度・施策の整備状況を踏まえつつ、総合的な見直しを進めることとしている。そのほか、租税特別措置等の整理合理化を推進すべきであるとし、その中でも事業税における社会保険診療報酬に係る課税の特例措置の撤廃を求めている。以上のほか、公的年金等控除の引上げ、取引所税の取引対象の拡大や税率見直し、及び個人住民税の所得割と均等割の非課税限度額の引上げが必要であるとしている。

〔注〕

- 1) 税制調査会「平成2年度の税制改正に関する答申」（平成元年12月）1-6 ページ。

5 「平成2年度税制改正の要綱」¹⁾と改正内容

政府税制調査会の答申後、平成2年1月12日に「平成2年度税制改正の要綱」が閣議決定された。消費税については、非課税取引の拡大や軽減税率の導入を慎むべきであるとした政府税制調査会の方針とは違って、自民党の見直し案を反映した内容となっている。すなわち、非課税範囲の拡大が図られ、「(1) 助産に係る役務の提供、(2) 墓地、埋葬等に関する法律第2条に規定する埋葬及び火葬の役務の提供、(3) 一定の身体障害者用物品の譲渡、貸付け、修理及び製造請負、(4) 社会福祉事業法に規定する第二種社会福祉事業として行われる資産の譲渡等、(5) 老人福祉法等に基づく在宅サービスの提供、(6) 消費税法別表第一第八号に掲げる教育に係る次の料金を対価とする役務の提供 ① 入学金 ② 施設設備費 ③ 学籍証明等手数料、(7) 学校教育法に規定する教科用図書（検定済教科書等）の譲渡、(8) 住宅の貸付け（一時的に貸し付ける場合等を除く。）」などを非課税取引とするとしている。

要綱はまた、消費税軽減税率を導入するとしている。すなわち、飲食料品に対する小売段階非課税及び特別低税率制度を創設し、「(1) 飲食料品小売販売場で行う飲食料品の譲渡を非課税とする。(2) 飲食料品の譲渡（(1) に該当するものを除く。）に係る消費税の税率は、1.5%（現行3%）とする」としている。上に述べたように、消費税見直しに係るこの政府案は、その後の国会において衆議院では成立するが、参議院において審議未了・廃案となった。

公的年金等控除、土地課税は、政府税制調査会の答申内容を反映したのとなっている。また、国際収支の黒字が続き貿易摩擦の原因になっていることから、製品輸入促進税制が導入された。これは、卸・小売業者や製造業者が輸入促進対象製品の輸入を1割以上増やした場合、卸・小売業者には一定の準備金の積立て、製造業者には税額控除又は割増償却を認めるというものである。このほか、政府税制調査会の答申に沿って租税特別措置の整理合理化等や取引所税の改正がなされている。以上の改正による増減収見込額は次のとおりである。

表 1-3-1 平成2年度の税制改正（内国税関係）による増減収見込額

(単位：億円)

改 正 事 項	平年度	初年度
1 消費税の非課税範囲の拡大等		
(1) 非課税範囲の拡大	△1,480	△520
(2) 飲食料品の小売段階非課税及び特別低税率の創設	△9,870	△3,260
計	△11,350	△3,780
2 消費税の仕入税額控除の制限等	2,830	2,910
3 公的年金等控除額の引上げ	△340	△400
4 住宅取得促進税制の拡充	△970	—
5 製品輸入促進税制の創設	△870	△650
6 租税特別措置の整理合理化等	160	△710
7 そ の 他	△590	△610
合 計	△11,130	△3,240

(注) 消費税の改正による増減収見込額には、消費譲与税に係るものを含む。

(出所) 大蔵省『財政金融統計月報』『平成2年度予算特集』第457号 36ページ。

〔注〕

- 1) 「平成2年度税制改正の要綱」については、薄井信明「『平成2年度税制改正の要綱』について」(『ファイナンス』平成2年3月号) 20-25ページ、大蔵省『財政金融統計月報』『平成2年度予算特集』第457号 31-36ページを参考にした。